裾野市民の歯や口腔の健康づくり条例

平成 22 年 12 月 20 日条例第 25 号

(目的)

第1条 この条例は、歯や口腔くうの機能が全身の健康を維持増進する上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、8020 運動(80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つよう歯や口腔の健康づくりを進める運動をいう。以下同じ。)の下、本市の歯や口腔の健康づくりについての基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯や口腔の健康づくりに関する基本となる事項を定め、歯や口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯や口腔の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口腔の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口腔の健康づくりに関する市民の自主的な努力を推進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉、教育その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)を踏まえ、健康増進法 (平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)その他の歯や口腔の健康 づくりに関する法令に基づき、歯や口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第4条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、市民の歯や口腔の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、歯や口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する歯や口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科 医等の支援を受けること等により、自ら歯や口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう 努めるものとする。

(歯科保健計画)

- 第6条 市長は、市民の生涯にわたる歯や口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯や口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「歯科保健計画」という。)を定めるものとする。
- 2 歯科保健計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 歯や口腔の健康づくりに関する基本方針
- (2) 歯や口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯や口腔の健康づくりに関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯や口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、歯科保健計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見を聴くとと もに、第8条に定める住民歯科保健推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 歯科保健計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画その他の市が策定する健康づくりに関する計画と一体的に、又はこれらの計画との調和及び連携に配慮し、策定するものとする。
- 5 市長は、歯科保健計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 市長は、歯や口腔の健康づくりに関する施策の進捗ちょく状況等を踏まえ、おおむね5 年ごとに歯科保健計画を見直すものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、歯科保健計画の変更について準用する。

(基本的施策の実施)

- 第7条 市は、市民の歯や口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実 施するものとする。
- (1) 生涯にわたる歯や口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020 推進員(8020 運動に関する研修を受講し、地域において啓発活動を行う者をいう。以下同じ。)を組織化し、8020 運動を推進すること。
- (2) 8020 運動が市民運動として定着するよう普及啓発に努めること。
- (3) 家庭における乳幼児期からの良好な歯科保健環境を確保するため、母子保健事業における必要な施策を講ずること。
- (4) むし歯や歯周病になりやすい幼児期及び学齢期において、保育所、幼稚園、小学校及

- び中学校の関係者並びに歯科医師等専門家との連携を図り、歯科教育を促進するととも に、効果的なむし歯や歯周病の予防対策を推進すること。
- (5) 歯周病の罹り患率が高まる成人期において、歯科医師等専門家との連携を図り、効果的な歯周病の予防対策を推進すること。
- (6) 障害のある者及び介護を必要とする高齢者であって、定期的に歯科検診、適切な口腔 衛生指導等を受けることが困難なものについて、歯科医師等専門家及び福祉関係者との 連携を図り、訪問等による歯科検診、口腔衛生指導等を推進すること。
- (7) 歯科医療を早期に安心して受けられるようにするため、歯科医師等専門家との連携を 図り、夜間及び休日の救急歯科診療その他の歯科医療体制の整備を推進すること。
- (8) 保健、福祉又は教育に関係する機関における歯や口腔の健康づくりの業務に携わる者を確保し、その資質の向上を図ること。
- 2 市は、前項各号に掲げる基本的施策を効果的に実施するため、おおむね5年ごとに、市 民の歯科疾患の実態についての調査を行うものとする。

(住民歯科保健推進会議)

- 第8条 市は、歯科保健計画の推進を図るため、市民が参加し、8020 運動の推進を担う組織として、住民歯科保健推進会議(以下「住民歯科会議」という。)を置く。
- 2 住民歯科会議は、次に掲げる事項を処理する。
- (1) 歯科保健計画に関し第6条第3項の意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、基本的かつ総合的な歯や口腔の健康づくりに関する施策について、市長に意見を述べること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯科保健計画の推進に関し必要な事項
- 3 前2項に規定するもののほか、住民歯科会議に関し必要な事項は、別に定める。

(財政上の措置)

第9条 市は、歯や口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置 を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。